

銀行の業務範囲規制のあり方について 【関係資料】

※ 金融審議会金融分科会第二部会第 41 回会合配付資料（第二部会 41-3）

平成 19 年 12 月 5 日

金融庁

銀行（グループ）の業務範囲規制関連

銀行本体の業務範囲

1. 銀行本体の業務範囲

銀行本体の業務範囲は、

- ① 固有業務（預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等）
- ② 付随業務
- ③ 他業証券業（投資信託の販売等、金融商品取引法に定める一定の業務）
- ④ 法定他業（信託兼営法等の他の法律の定めにより行う業務）

に限定されている（他業禁止規制）。【銀行法第10条、第11条、第12条】

2. 付随業務

銀行法においては、銀行業の付随業務について、

- ① 基本的な付随業務（債務の保証、有価証券の貸付け、両替等）を例示している（銀行法第10条第2項各号）ほか、
- ② 「その他の銀行業に付随する業務」（銀行法第10条第2項本文）も銀行が行うこととすることにより、付随業務の範囲に弾力性をもたせ、新しい種類の付随業務に対する法律上の受け皿としている。

※ 「付随業務の範囲は、必ずしも固定的に考えるべきではない」、「付随業務の範囲は社会経済の変化に伴って、銀行に対して要求される機能に応じ、個別具体的に、かつ柔軟に考慮されるべきものである」（小山嘉昭「詳解銀行法」）

なお、「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、銀行法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮するものとされている。

【「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-2「その他の付随業務」の取扱い】

- ①当該業務が法第10条第1項及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。
- ②当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。
- ③当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ④銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

銀行・銀行持株会社の子会社の業務範囲

銀行・銀行持株会社は、銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者、金融商品仲介業者、保険会社等、信託会社、従属業務を営む会社、金融関連業務を営む会社、ベンチャー企業、川下持株会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、第52条の23)

1. 従属業務

従属する銀行、その子会社等の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものであり、かつ、その業務の遂行上必要となるもの。従属業務そのものは、銀行業からみれば他業であるが、銀行が分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から認めているもの。

従属業務の内容は、銀行法施行規則第17条の3第1項に限定列挙されている(営業用不動産管理、ATM保守・点検、現金小切手等集配等)。

2. 金融関連業務

銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随・関連する業務。

金融関連業務の内容は、銀行法規則第17条の3第2項に限定列挙されている(サービス業、プリペイドカード業、リース業等)。

(参考)「主要行等向けの総合的な監督指針」

V－3－3－3 銀行の海外における子会社等の業務の範囲

(1) 銀行の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。

銀行（グループ）の業務範囲に関するこれまでの議論

○ 「新しい金融制度について」（平成3年6月25日金融制度調査会答申）

第4章 新しい金融制度の枠組みに関する基本的考え方

2. 相互参入の方式

(1)相互参入の方式

③更に、子会社のような別組織を用いる方式について検討する。

iii 子会社を用いる場合の具体的方式としては、例えば、各業態の現行の業務分野を前提としつつ、業態別に子会社を設立する業態別子会社方式と、ホールセール分野に限る等一定の制約を課した上で、同一組織内で各種業務を兼営する特例法方式との二つの方式が考えられる。

iv この二つの方式を比較検討すれば、業態別子会社方式は、各金融機関が子会社を通じて他業態の業務にも幅広く参入していくことが可能であるとともに、特例法方式と比較して預金者保護、利益相反による弊害の防止といった金融秩序の維持の観点から優れている。従って、相互参入の形態としては、業態別子会社方式が適当であると考える。

特例法方式については、各種業務を一つの組織で行うことによる相乗効果（シナジー効果）や利用者利便の向上の効果が大きい等の利点があるが、同一組織で各種業務を兼営することに伴う利益相反行為をどのようにして防止するか等、更に検討すべき問題もあり、将来の検討課題とすることが適當である。

④以上を総合すれば、業態別子会社方式を主体としつつ、本体での相互乗り入れ方式をも適切に組み合わせることにより、制度見直しを図ることが適當である。

○ 「我が国金融システムの改革について」（平成9年6月13日金融制度調査会答申）

IV. 改革の具体的な事項

i. 商品・業務・組織形態の自由化・多様化

1. 持株会社制度の活用

(1) 基本的考え方

(2) 金融システム改革における銀行の持株会社活用の意義・役割を整理すれば以下のとおりである。

ア) 持株会社の解禁は、銀行の経営形態の選択肢の拡大をもたらすものである。持株会社の活用により、分社化を通じた専門化・高度化した金融サービスの提供が可能となるとともに、銀行による金融関連の新規分野への参入や銀行以外の業態からの銀行分野への参入、特定の部門からの撤退を円滑化すると考えられる。さらに、持株会社の傘下で金融業務を営む子会社間における相乗効果（シナジー効果）の発揮も期待できる。

したがって、このような持株会社の活用により、金融分野での競争の促進と銀行経営の効率化が期待されるとともに、利便性や資産運用の効率性を高めるような金融サービスの開発・提供が促進され、利用者利便の向上に資すると考えられる。

イ) また、同一持株会社の傘下の子会社（以下「兄弟会社」という。）間は親子会社間に比して直接の出資関係が希薄であり、持株会社の経営管理のあり方にもよるが、基本的にはそれぞれの経営の状況が相互に直接的な影響を与えにくい仕組みである。

したがって、兄弟会社の経営悪化によるリスクも親子会社の場合に比べ及びにくいと考えられ、リスク遮断等の面では相対的に優れていると考えられる。

さらに、持株会社を通じた兄弟会社化による合併代替、業務提携の強化も可能となるため、銀行経営の基盤の強化にも資すると考えられ、銀行経営の効率化と相まって、金融システムの安定化にも資することが期待される。

ウ) このように持株会社の活用は、金融の効率化、金融システムの安定化及び利用者利便の向上に資することが期待され、金融システム改革の中で重要な役割を担うものと考えられる。

なお、諸外国では、持株会社は銀行の経営形態として活用されているところである。

(2) 銀行を保有する持株会社の子会社の業務範囲

① 持株会社の積極的な活用を可能とするため、銀行を保有する持株会社の子会社の業務範囲については、金融関連の新規分野への参入等に配慮した自由度の高いものとする必要がある。兄弟会社間は親子会社間に比べ相互に経営に与える影響がより少ない仕組みであることを踏まえれば、金融関連分野の業務を行う会社については、新規設立に限らず幅広く柔軟に銀行を保有する持株会社の子会社化を可能とすることが適當である。

③ 同一持株会社の経営管理の下で銀行といわゆる一般事業会社の経営が行われることについては、銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨（銀行業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避等）、銀行についてはその公共的な性格からセーフティーネットが存在すること等からすれば、基本的には銀行を保有する持株会社が一般事業会社を保有することは必ずしも適當ではないと考えられる。

ただし、銀行を保有する持株会社の一般事業会社保有を制限する場合であっても、情報通信分野等の技術革新等を背景に金融サービスの高度化・多様化が進展しており、金融関連分野と一般事業の境界が必ずしも明確に区分できなくなってきた面もあることから、そのような実態の変化も踏まえつつ、金融の効率化や利用者利便の向上等の視点に立って、弾力的に対応していくことが必要と考えられる。

(3) 持株会社、兄弟会社及び持株会社グループに対する規制等

① 弊害防止措置

持株会社の経営管理の下で、銀行と持株会社又は兄弟会社との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等の弊害が生じることを防止するため、アームズ・レンゲス・ルール等公正な取引を確保するための措置を講ずることが必要である。

また、顧客の側の誤認防止、適正な市場価格形成機能の確保等の弊害防止措置を講ずることも適當と考えられる。ただし、弊害防止のための諸措置は、持株会社活用の効果を減殺することとなるないように必要最小限のものとすることが重要である。

なお、米国においては顧客の利便性向上等の観点から、同一持株会社傘下の銀行・証券会社間の弊害防止措置を緩和する動きがあることにも留意する必要がある。

○ 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」

(平成 12 年 12 月 21 日金融審議会第一部会報告)

4. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

(1) 新しい時代における銀行等の業務の考え方

① 銀行及び銀行子会社の業務範囲等については、平成 10 年のいわゆる金融システム改革法において、銀行等による投資信託販売の導入や子会社の範囲そのものの拡大が行われるなど、経済社会の変化に応じて柔軟な対応が図られてきており、今後とも、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当である。その際、銀行業が新しい金融サービス業に変貌しつつある中、財務力やリスク管理が十分な銀行については、業務範囲の弾力化を柔軟に図っていくという観点も必要である。また、ワンストップ・サービス促進等の観点から横断的な金融サービスのあり方についても、今後検討することが望ましい。

銀行の業務範囲の主な拡大

(金融システム改革(平成10年11月)以降)

施行日	業務内容
平成14年4月	<ul style="list-style-type: none">・証券会社等のATMによる預金又は貸付けに係る金銭の受払事務の委託・「その他付随業務」の判断基準策定
平成15年6月	<ul style="list-style-type: none">・コンサルティング業務等の取引先への支援業務
平成16年4月	<ul style="list-style-type: none">・ビジネスマッチング業務・M&Aに関する業務・取引先企業に対する経営相談・財産形成に関する相談に応じる業務等
平成16年1月	<ul style="list-style-type: none">・信託業法の改正に伴う信託受益権販売業、信託契約代理店・証券仲介業
平成18年4月	<ul style="list-style-type: none">・銀行代理業制度の創設に伴う銀行等の業務の媒介（代理は従前より認められていた）・農協等が行う信用事業の代理又は媒介
平成19年9月	<ul style="list-style-type: none">・投資顧問契約及び投資一任契約の締結の代理又は媒介・排出権のデリバティブ取引（差金決済に限る）・排出権取引の媒介・コンサルティング業務

子会社業務範囲の主な拡大

(金融システム改革(平成 10 年 11 月)以降)

施 行 日	業 務 内 容
平成 11 年 2 月	・債権管理回収業
平成 12 年 3 月	・電子計算機のプログラムの作成・販売等
平成 12 年 11 月	・投資信託委託業及び投資法人資産運用業
平成 13 年 10 月	・確定拠出年金運営管理業
平成 14 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・従属業務会社に係る親会社等からの収入依存度を 90%以上から 50%以上に引き下げ ・リース業子会社に対するいわゆるファイナンス・リース以外のリース業務の解禁（総リース収入に占める割合が 50%未満に限る） ・個品割賦購入あっせん
平成 14 年 10 月	・保険募集
平成 16 年 4 月	・ネットワーク上のプリペイド事業
平成 17 年 1 月	・信託会社、信託契約代理店、信託受益権販売業、
平成 18 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・信託兼営業務を受託する契約の代理又は媒介 ・農協等の信用事業の代理又は媒介 ・銀行業を営む外国会社の業務の代理又は媒介（国内において営む場合は、カストディ業務の媒介に限る。） ・複数の銀行グループ等による従属業務会社の共同設立
平成 19 年 6 月	・信用保証会社による親銀行グループ外の者の事業性ローンの保証
平成 19 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・自己募集業（金商法 2 条 8 項 7 号）、投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介（同項 13 号）、自己運用業（同項 15 号） ・金銭債権等のファンド運用業 ・排出権の取得、譲渡又はその媒介、取次ぎ、代理 ・排出権のデリバティブ取引（差金決済／現物決済）

米国における Financial Holding Company (FHC)

1. GLB 法の成立と FHC について

米国では、1999 年 11 月に成立した Gramm-Leach-Bliley Act (GLB 法) の下、一定の要件を満たすことを条件に、Bank Holding Company (BHC : 銀行持株会社) から Financial Holding Company (FHC : 金融持株会社) への移行を認め、FHC の傘下において、

- ① 証券・保険、マーチャント・バンキング^(※1) 等を含む、BHC に比べて広い範囲の「本源的な金融業務又はこれらの金融業務に付随する業務 (financial in nature or incidental to such financial activity)」及び
- ② 「金融業務の補完的業務 (complementary to a financial activity)」を行うことが認められている。

※1 投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること。

2. BHC から FHC への移行要件

- ① 傘下のすべての預金取扱金融機関の自己資本が優良 (well capitalized)
→ Tier1 自己資本／リスクアセットが 6% 以上、総自己資本／リスクアセットが 10% 以上
- ② 傘下のすべての預金取扱金融機関の経営状態が良好 (well managed)
→ CAMELS 評定^(※2) で総合評定及び内訳項目の経営管理 (Management) について 5 段階中上位 2 ランクの評価

※2 米国で 1979 年より採用されている、FRB、OCC、各州当局等の複数の当局による統一的な銀行格付制度。Capital Adequacy (自己資本の適切性)、Asset Quality (資産の質)、Management (経営管理)、Earnings (収益性)、Liquidity (流動性)、Sensitivity to Market Risk (市場リスク感応度) の各評価項目について 5 段階の評価を行うとともに、それらを踏まえて同じく 5 段階の総合評価を行う。

- ③ 直近の地域再投資法 (CRA)^(※3) に基づく検査結果が良好 (satisfactory) 以上

※3 CRA は、銀行に対し、低所得者層への融資の促進など、地域経済の発展へ貢献すること等を求め、監督当局による CRA 検査を義務づけている。検査では、優秀 (outstanding)、良好 (satisfactory)、要改善 (need to improve)、不適格 (substantial non-compliance) で格付けされる。

コモディティ取引関連

商品の取引と金融機関

業務	業態	銀行	銀行 子会社	銀行 兄弟会社	第1種 金商業者
商品取引		×	×	×	○
商品取引の委託の取次ぎ		×	×	×	○
商品デリバティブ取引		△※	△※	△※	○
商品デリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理		○	○	○	○

※ 差金決済のみ可

米国の FHC におけるコモディティの現物取引の承認事例

米国では、金融持株会社（FHC）の傘下の子会社において、デリバティブ取引の補完的業務としてのコモディティの現物（原油、天然ガス、メタル等）の取引を行うことが認められた事例がある。

＜承認先（2006 年時点）＞

Citigroup、UBS、バークレーベンク、JP モルガン、ド・ヂエバンク、ソシエティ エネルの 6 グループ[®]

＜条件（Citigroup の事例）＞

- ① 商品取引の結果保有することとなる現物の市場価値が FHC の連結ベースの Tier1 自己資本の 5% を超えないこと（4 % 超の場合通知）。
- ② FHC が混藏性や流動性を欠く不動産等の商品に従事することができないよう、承認された商品デリバティブ取引に係る現物取引に限定
- ③ 在庫、輸送、法的、環境リスク等の新たなリスクを最小限に抑えるため、次のことを禁止
 - ・ 当該商品の抽出、運搬、保管、流通のための施設保有
 - ・ 当該商品の処理、精製、その他の変更を行うこと

（注）FHC 傘下の子会社において補完的業務を行う場合には、必ず FRB の事前承認が必要。

＜承認申請に必要な記載事項＞

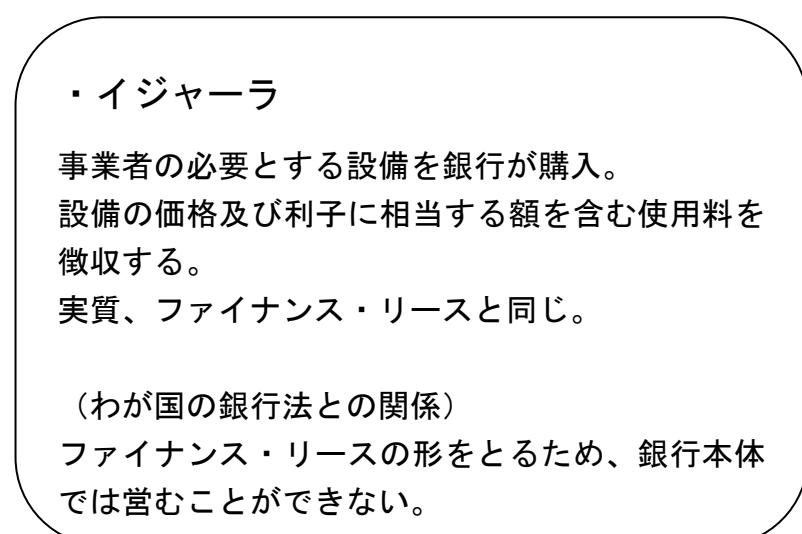
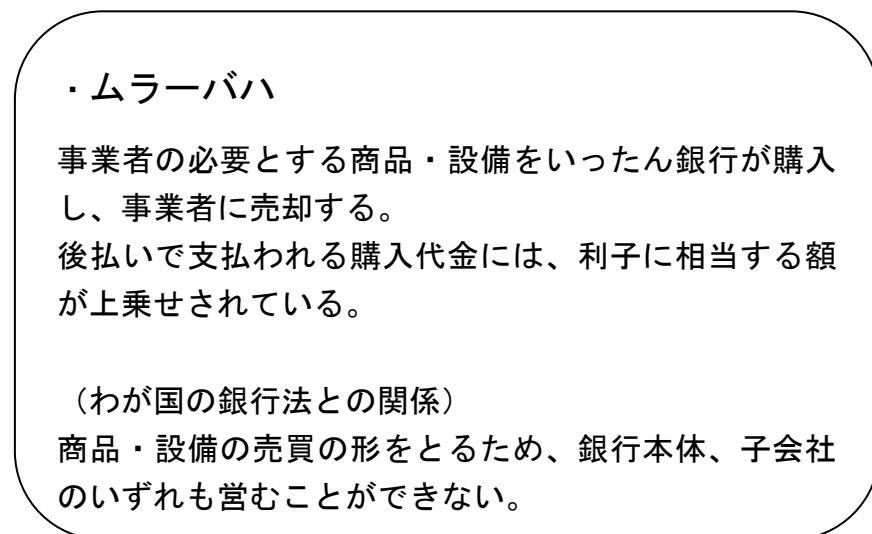
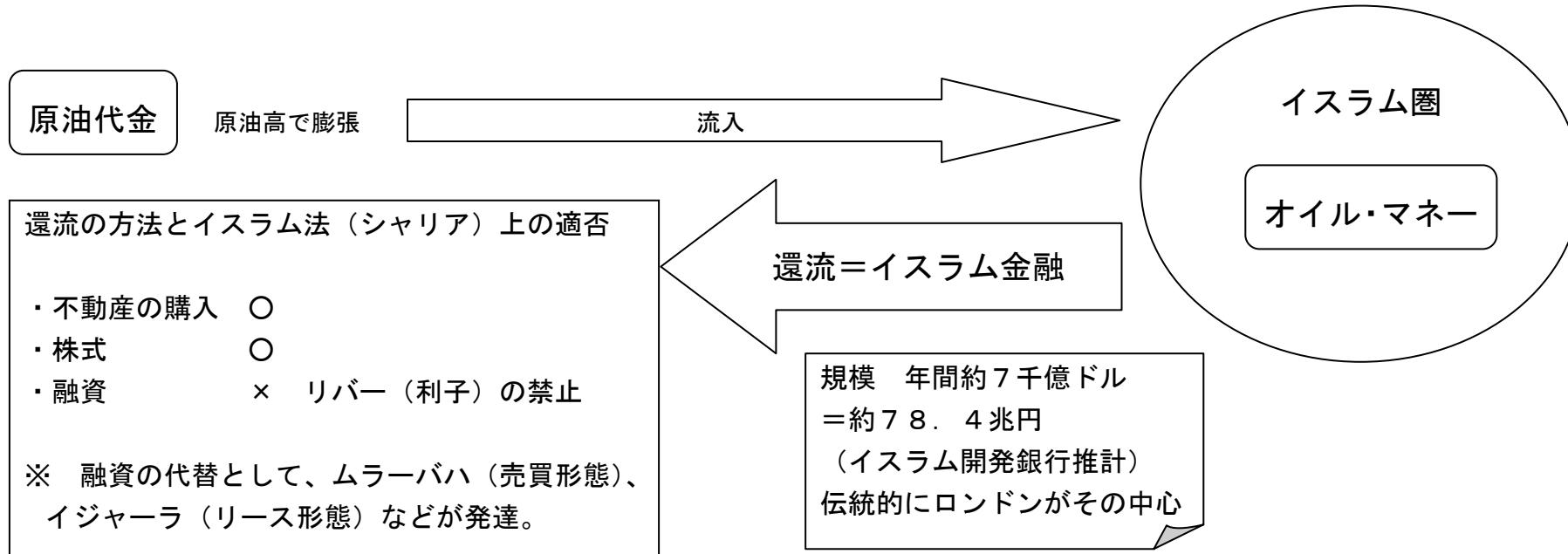
- ① 業務の性質、定義
- ② いかなる金融業務に対する補完的業務であるか
- ③ FHC の収入と比較した当該業務の規模
- ④ 当該業務を行うことが傘下の預金取扱金融機関の安全性・健全性や金融システムに与えるリスク
- ⑤ 当該業務による利益相反や不公平な競争等の潜在的な悪影響、公衆の利便性の向上等の便益

＜承認要件＞

- ① 当該業務が、当該 FHC の従事している金融業務にとって補完的であること
- ② 当該業務を行っても、預金取扱金融機関の安全性・健全性及び金融システム全般に重大なリスクを及ぼさないこと
- ③ 当該業務を承認することによる公衆への利便性が、想定し得る弊害を上回ると合理的に期待できること（考慮事項）
 - ※ 判断基準はルール化されておらず、個別事案毎に判断
 - ※ 承認申請があつたこと自体は公開されないが、承認した場合は、申請内容を含めその結果が FRB の HP に掲載される。

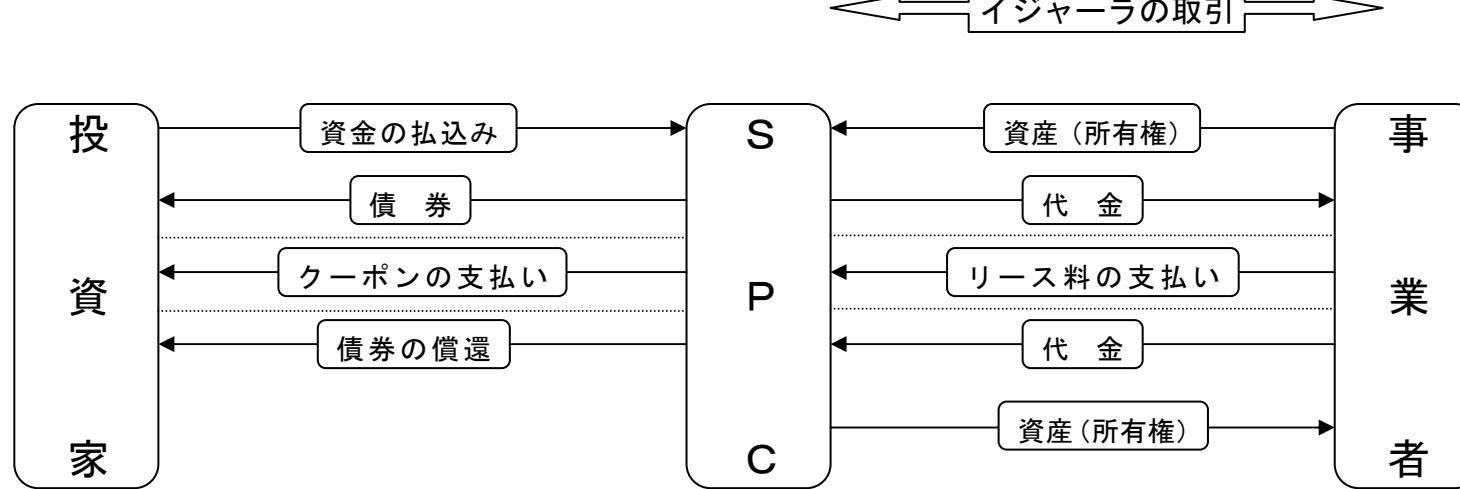
イスラム金融関連

イスラム金融

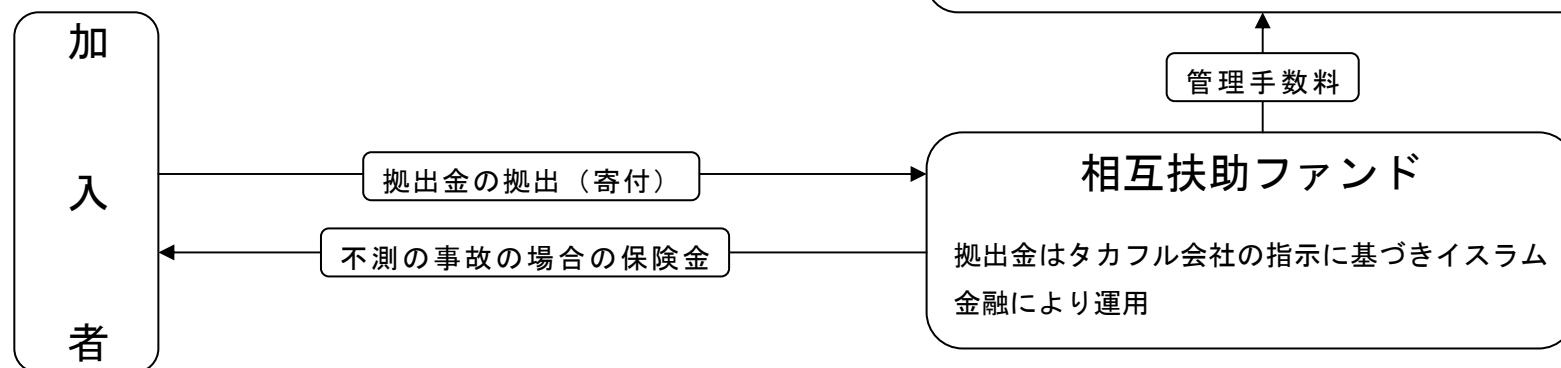


イスラム金融（補足）

○スルーク（イスラム債券）



○タカフル（イスラム保険）



排出権取引関連

京都議定書と京都メカニズム

気候変動枠組条約 (UNFCCC)

1992年6月採択、1994年発効

京都議定書 (Kyoto Protocol)

1997年12月採択、2005年2月発効（※1）

○先進国（EUを含む39か国）に対して、法的拘束力のある温室効果ガス排出量の削減目標を設定した。（第3条）（※2）

○目標達成の手段として、「京都メカニズム」を用いることを認めた。

京都メカニズム

1. 共同実施（JI） 第6条

先進国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、先進国であるホスト国（当該プロジェクトが領土内で実施される国をいう。以下同じ）に生じた排出権（ERU）を投資国（先進国）に移転することを認める。

2. クリーン開発メカニズム（CDM） 第12条

先進国の技術や資金の提供を受け、発展途上国が温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、発展途上国であるホスト国に生じた排出権（CER）をホスト国と投資国（先進国）間で分配することを認める。

3. 排出権取引 第17条

先進国間で排出権（AAU、ERU、CER）を取引することを認める。

※1 ①55か国（発展途上国を含む。）以上の締結（批准）、②1990年時点の先進国の二酸化炭素の総排出量をベースとして、すべての先進国に占める締結国（批准国）の割合が55%以上となることの2つの条件を満たした日後90日で発効。2001年に1国で36.1%を占める米国が離脱し、発効が危ぶまれたが、2004年にロシアが締結し、翌2005年2月に発効した。

※2 2008年から2012年までの間の温室効果ガスの総排出量を、1990年時点の排出量に5を乗じた値から割り当てられた目標分削減するもの。わが国については△6%とされた。

排出権の種類

京都メカニズムに基づくもの

AAU (Assigned Amount Unit、初期割当量)

京都議定書に基づき、各國政府に分配される排出権。

ERU (Emission Reduction Unit、排出削減単位)

先進国が共同で行う温室効果ガス排出削減プロジェクト（共同実施、JI）による排出削減事業により、ホスト国（当該プロジェクトが領土内で実施される国をいう。以下同じ。）に生じた排出権で、投資国（参加企業）に移転されるもの。

（2008年以降分配開始）

CER (Certified Emission Reduction、認証排出削減量)

先進国の技術や資金の提供を受け、発展途上国が行う温室効果ガス排出削減プロジェクト（クリーン排出メカニズム、CDM）により、発展途上国であるホスト国に生じた排出権で、ホスト国と投資国（参加企業）間で分配されるもの。

相対取引のほか取引所取引（※）も行われている。

※GHGx（カナダ）、ACX-change（シンガポール）

EU-ETS（EU排出権取引スキーム）に基づくもの

EUA (EU Allowance)

EU加盟国が領土内の施設（操業者=企業）に対し割り当て（※1）、EU委員会がこれを承認。

※1 操業者は施設ごとの排出量について、EU加盟国に事前に申請する。

排出量が割り当てられた排出権を超過した場合、企業は排出権（※2）を購入する必要がある。

EU域内に7つ取引所が存在し、取引量も4.5億t、100億ユーロに達している。（2006年、推計値）

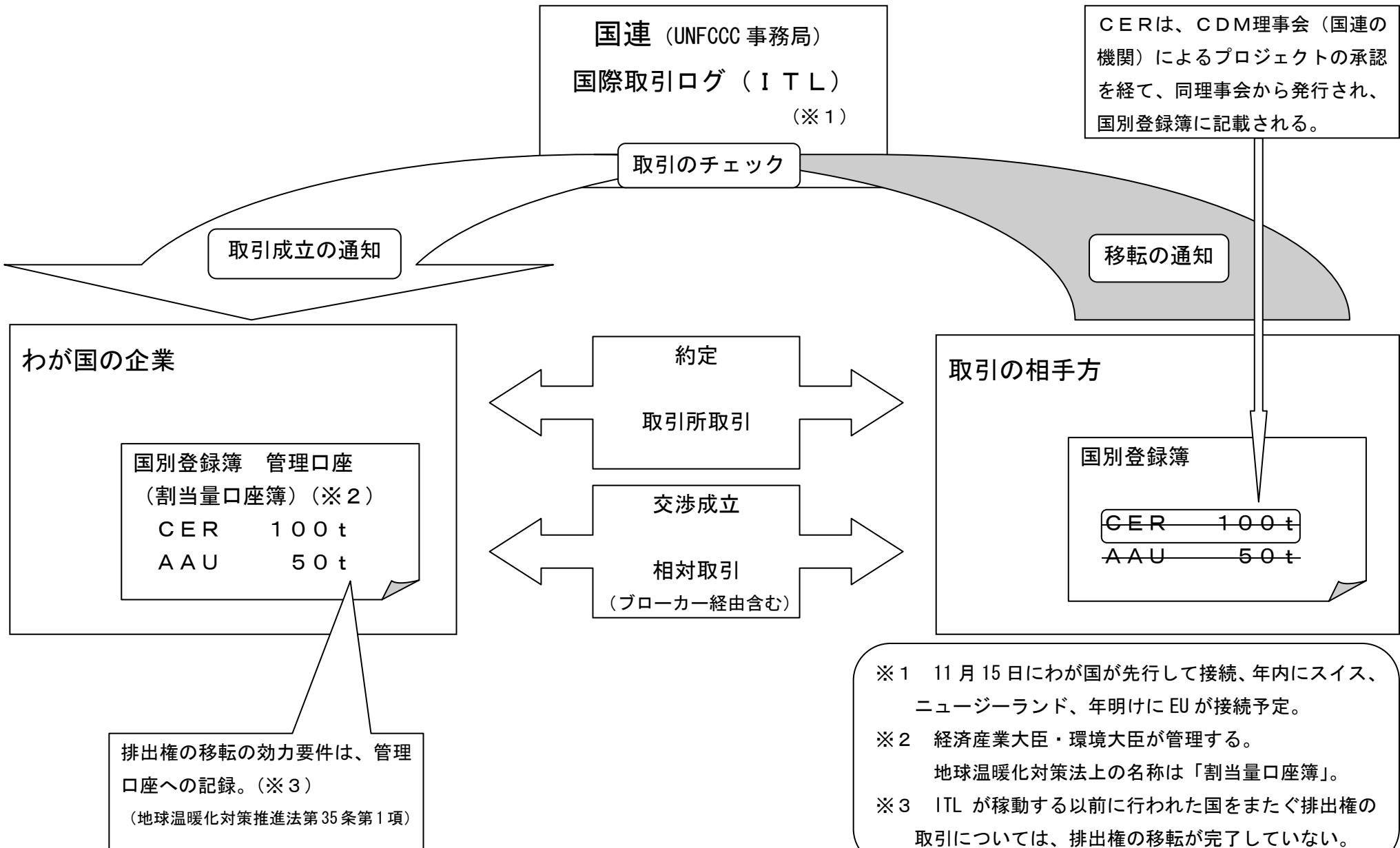
※2 EUAだけでなく、CER、ERUの利用も可。

排出権の単位と換算

1排出枠=CO₂ 1t

1AAU=1ERU=1CER=1EUA= CO₂ 1t

排出権の移転



排出権の取引と金融機関

業 業 務	業 態	銀行	銀行 子会社	第 1 種 金商業者
排出権取引（取得・譲渡）	×	○	○	
排出権取引（取得・譲渡）の媒介・取次ぎ・代理	媒介のみ	○	○	
排出権デリバティブ取引	差金決済のみ	○	○	
排出権デリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理	○	○	○	

銀行が CDM のファイナンスに関与し、その対価として CER の割当てを受けることはできない。

企業会計上、排出権を金融資産として取り扱うことはできない。

⇒ 無形固定資産に近い性格。なお、減価償却は行わない。

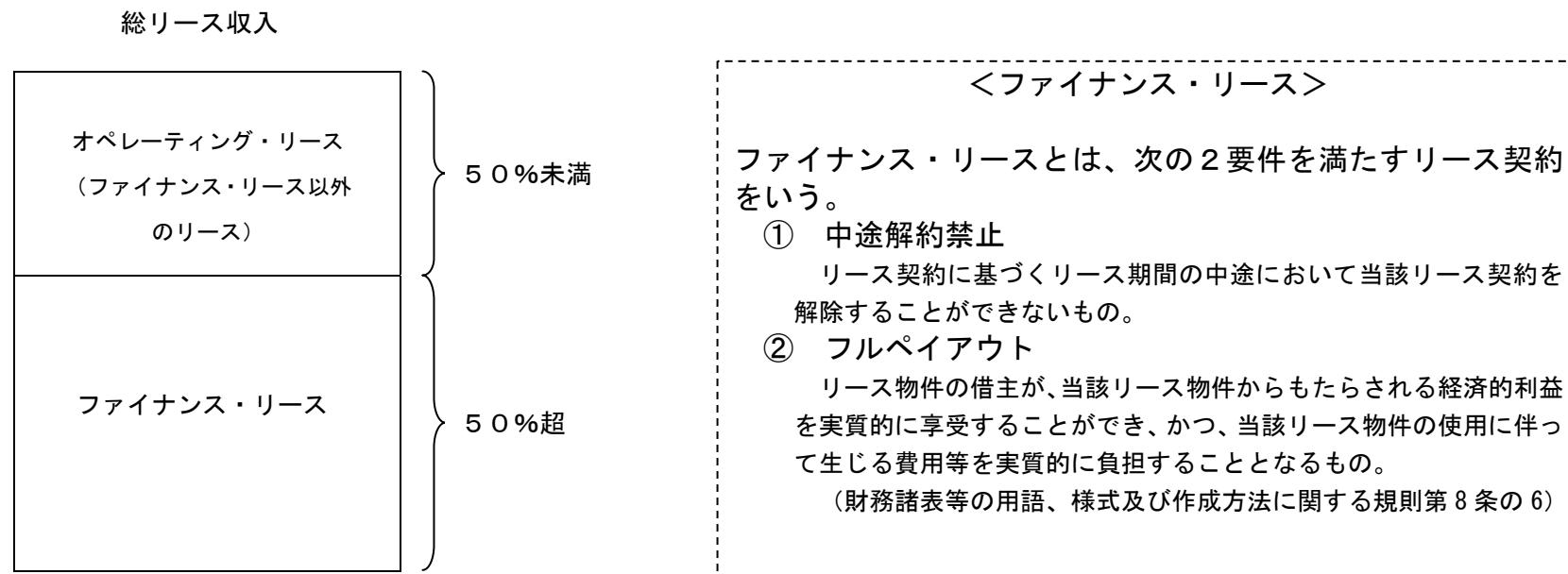
売買目的で取得した場合、貸借対照表上は棚卸資産に計上され、期末に時価評価される。

リース業関連

リース業に係る業務範囲

○銀行・銀行持株会社の子会社が行えるリース業務は、ファイナンス・リース収入の割合が総リース収入の50%超でなければならない。※不動産を対象としたリース契約は、ファイナンス・リースに限る。

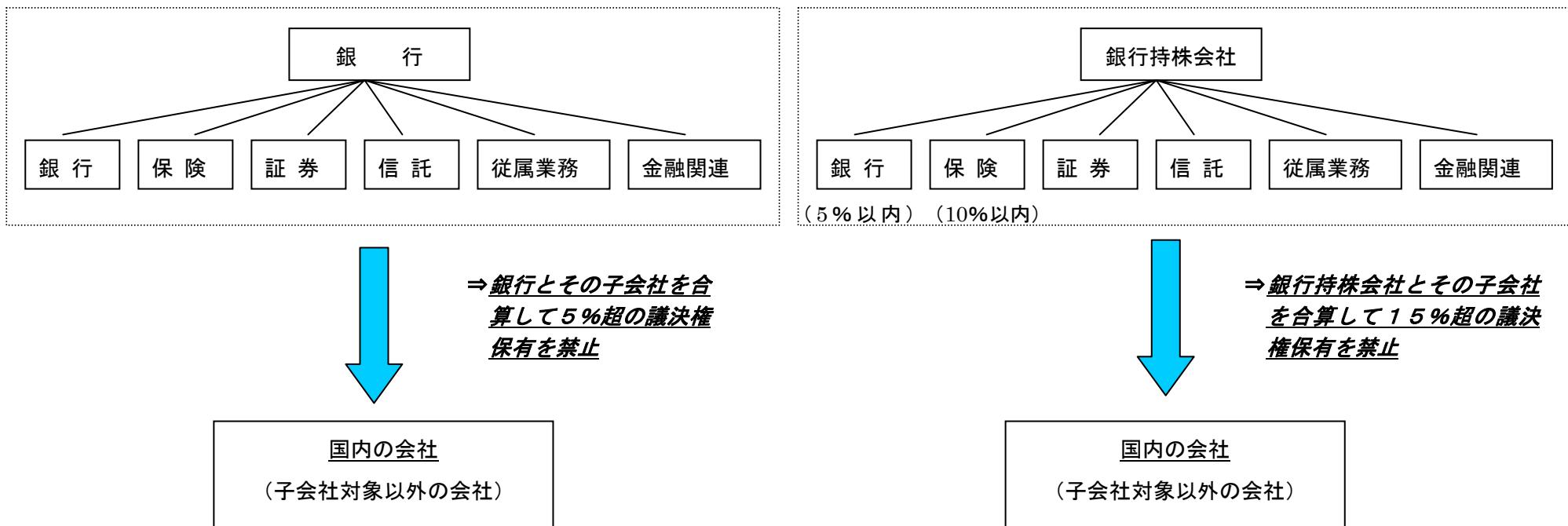
○リース業務子会社が行う中古物件売買業務は、リース取引と一体みなされる取引（リース契約満了物件の売却等）に限定されている。※中古物件売買業務は、銀行／銀行持株会社の子会社業務として認められていない。



マーチャント・バンキング関連

議決権保有制限

(銀行法第16条の3、第52条の24)



(注) ベンチャービジネス会社（規則第17条の2第5項～第8項）に対する議決権の保有については、ベンチャーキャピタル会社（規則第17条の3第2項第12号）は銀行の子会社に該当しないものとみなす。

次のような株式等に係る議決権等は、議決権保有制限の適用除外とされている。

- ①銀行の証券子会社がその業務として所有する株式等（規則第1条の3第1項第1号）
- ②有限責任組合員が投資事業有限責任組合の組合財産等として所有する株式等（議決権の行使について指図ができる場合、10年超所有する場合等を除く。）（規則第1条の3第1項第2号）
- ③担保権の実行、デットエクイティスワップ等のやむを得ない事由により取得した株式等（1年超保有は承認制）（銀行法第16条の3第2項・第3項、規則第17条の6）

金融機関の株式保有制限についての日米欧比較

日本	米国	欧州 (EU 指令)
<p>【銀行】 銀行又はその子会社は、合算して、国内の会社の議決権の 5 %を超える議決権を取得・保有してはならない。</p>	<p>【銀行】 原則禁止。 ただし、中小企業向け投資会社 (SBICs) の株式（銀行の資本金及び剰余金の 1 %まで）等の保有は例外的に可能。</p>	<p>信用機関は、議決権の 10%以上を持つ一般事業会社の株式を 1 社当たり当該銀行の自己資本の 15%を超えて保有してはならず、かつ、議決権の 10%以上を持つ一般事業会社の株式を総額で当該銀行の自己資本の 60%を超えて保有してはならない。</p>
<p>【銀行持株会社】 銀行持株会社又はその子会社は、合算して、国内の会社の議決権の 15 %を超える議決権を取得・保有してはならない。</p>	<p>BHC (Bank Holding Company) ・一般事業会社の総議決権の 5 %以内の株式 ・米国外のみで営業を行う会社の株式 ・中小企業向け投資会社 (SBICs) の株式等の保有に限り可能</p> <p>FHC (Financial Holding Company) 証券子会社、保険子会社等を通じ、本源的金融業務としてマーチャント・バンキング（投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること）に従事可能（持株比率の制限なし）。 <条件> ・日常的な経営関与は不可 ・投資期間は原則 10 年 ・総額が FHC 連結自己資本 (Tier 1) の 30%以内等</p>	

銀行法以外の法律による株式保有制限

1. 株式等保有制限法

「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（株式等保有制限法）」に基づき、銀行等は、連結自己資本の連結 Tier 1 を超えて株式等を保有することが禁止されている。

※対象となる金融機関

銀行、長期信用銀行、外国銀行支店、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、農林中央金庫、信金中央金庫。

※保有制限の対象となる株式等

株式（子会社・関連会社株式、未公開企業の発行する株式、デットエクイティ・スワップにより取得した株式を除く。）、運用銘柄・比率等が指図できる信託において保有している株式、信託勘定で保有している株式のうち元本補填契約を付しているもの、上場優先出資証券（現在は信金中央金庫のみが発行）

※株式等の評価方法

時価とする。ただし、その総額について、評価益が生じている場合は控除する。

時価ベースの積み上げと取得原価ベースの積み上げを比べて、「時価 > 取得原価 → 取得原価」、「時価 < 取得原価 → 時価」

※上限 連結 Tier 1 + 関連会社の純資産額 × 持株比率

2. 独禁法

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独禁法）」第 11 条の規定に基づき、銀行又は保険会社は、国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険会社にあっては、百分の十）を超えて取得し、又は保有することが禁止されている。

利益相反取引・優越的地位の濫用 の禁止関連

アームズ・レンジス・ルール（特定関係者との間の取引等に関する規制） (銀行法第13条の2)

1. 規制の概要

銀行と特定関係者又は特定関係者の顧客との間で当該銀行に不利益を与える取引等を行ってはならない。

(注) やむを得ない理由(規則第14条の8)がある場合において、承認を受けたときは適用除外。

2. 規制される取引

- ・特定関係者との間で当該銀行の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益を与える取引
- ・銀行が、その特定関係者の顧客との間で、特定関係者の契約獲得の為に、当該銀行に不利な条件での取引
- ・特定関係者との間で、銀行に不当に利益を与える条件で取引
- ・潜脱行為

3. 特定関係者の範囲

- ・当該銀行の子会社等（関連法人等を含む）
- ・当該銀行の親法人等（銀行持株会社を含む）
- ・当該銀行の親法人等（銀行持株会社を含む）の子会社等（関連法人等を含む）
- ・当該銀行の銀行主要株主
- ・当該銀行の特定個人銀行主要株主（当該銀行の50%超の議決権を保有する個人）が50%超の議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等、関連法人等を含む）
- ・当該銀行の特定個人銀行主要株主が20%以上50%以下の議決権を保有する法人等
- ・当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者
- ・当該銀行代理業者の子会社等（関連法人等を含む。）
- ・当該銀行代理業者の親法人等
- ・当該銀行代理業者の親法人等の子法人等（関連法人等を含む。）
- ・個人銀行代理業者（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者で個人に限る。）が50%超の議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等、関連法人等を含む。）
- ・個人銀行代理業者が20%以上50%以下の議決権を保有する法人等

優越的地位の濫用の防止等

(銀行法第 13 条の 3)

銀行に対し、法令の規定に基づき次の行為を禁止している。

- ・ 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
- ・ 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- ・ 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為
- ・ 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- ・ 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為
- ・ 顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

クロスボーダー取引関連

クロスボーダー取引

